

ねんきんコーナー



令和元年10月1日から年金生活者
支援給付金制度が始まります

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

【対象者】

◆**老齢基礎年金を受給している方で以下のすべての要件を満たしている方**

- ・65歳以上であること。
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税となっていること。
- ・年金収入額とそのほかの所得額の合計が約88万円以下であること。

◆**障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で以下の要件を満たしている方**

- ・前年の所得が約462万円以下であること。
- 受け取りには請求手続きが必要です。

【手続きのフロー】

①平成31年4月1日以前から年金

を受給している方

対象になる方は、日本年金機構から請求手続きのご案内を順次送付します。同封のハガキ(年金生活者支援給付金請求書)を記入し提出してください。

②平成31年4月2日以降に年金を受給し始めた方

年金の請求手続きとあわせて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。
年金生活者支援給付金のご請求でお困りになった時は、左記までお電話ください。

○お問い合わせ

給付金専用ダイヤル

☎0570-0514092

年金相談のご案内

日本年金機構幡多年金事務所では3カ月に1度、出張年金相談を行っています。

相談には年金手帳(年金証書)や運転免許証などの顔写真付きの身分証明書が必要となります。

また、代理人の方が相談される場合は、本人からの委任状が必要となります。

◆**日時** 10月17日(木)

午前10時～正午

午後1時～午後3時

◆**場所** 佐賀支所1階市民室

予約は、日本年金機構幡多年金事務所までご連絡ください。

日本年金機構や厚生労働省を 装った不審な電話や案内に注意

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

○お問い合わせ

本庁住民課 住基戸籍係

☎43-2800

佐賀支所 地域住民課総合窓口第2係

☎55-3701

日本年金機構幡多年金事務所

☎34-1616

最低賃金改正のお知らせ

10月5日から
高知県最低賃金は、
1時間760円となります。

○お問い合わせ

高知労働局 賃金室

☎088-88516024

四十万労働基準監督署

☎35-3148

無料合同労働相談会開催

解雇、パワハラ、賃金未払いといった職場の問題でお悩みの方を対象に、国や県などの労働相談機関などが合同で無料相談会を開催します。

当日は、弁護士、司法書士、社会保険労務士といった専門家が面談または電話にて相談をお受けします。事業主の方も相談できますのでお気軽にご相談ください。

◆日時

10月18日(金)午前10時～午後5時

◆場所

高知県庁北庁舎

(高知市丸ノ内2-4-1)

※受付は4階の高知県労働委員会事務局で行います。

◆電話での相談

☎088-821-4661 (当日専用)

※相談は事前予約優先、先着順です。予約は10月17日(木)正午まで受け付けます。

このほか、同事務局では随時ご相談をお受けしています。

○ご予約・お問い合わせ

高知県労働委員会事務局

☎088-821-4645